

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級いわゆる夜間中学は、本市にある西中原中学校を含む31校しかなく、関東、近畿及び中国地方の8都府県に限られている。

一方、文部科学省が実施した平成26年5月現在の中学校夜間学級等に関する実態調査では、全生徒のうち外国人が8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としていることが分かった。

地域においては言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みを知らないで生活する上で様々な問題が生じ、また、夜間中学で学ぶことを希望する外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために就職や進学ができず困っている人も多いことから、こうした外国人に向けた対応が求められている。

よって、国におかれては、希望する人に対して夜間中学への就学の機会を提供できるよう夜間中学の整備と拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 年齢や国籍のほか居住地に関係なく希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に向け、都道府県と連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が夜間中学の情報を入手しやすいよう配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの就学誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

くい打ち工事のデータ偽装問題に関する意見書

横浜市内のマンションの傾斜に端を発したくい打ち工事のデータ偽装問題で、旭化成建材株式会社は、11月24日、過去約10年間に請け負った全物件のうち、360件の工事でくい打ちデータの偽装が確認され、現場管理者の3割を超える61人がこの問題に関与していたことを明らかにし、国土交通省へ報告した。

この問題については、くい工事業者の団体である一般財団法人コンクリートパイル建設技術協会が11月27日、新たに会員企業6社で計22件のデータに不正があったことを国土交通省に報告するなど、建設業界全体へと拡大している。

川崎市内でも、市営住宅など3件の公共施設のほか、11件の民間建物でくい打ち工事データの偽装が報告され、市民の安心・安全が脅かされている。

平成17年に発覚した構造計算書偽装事件においては、設計段階のチェック体制は強化されたものの、元請から下請、さらに二次下請と外注を重ねる業界体質までにはチェックが行き届きにくく、工事自体の監視態勢が抜本的に改められることはなかった。

国土交通省では、有識者委員会を設置し、具体的な再発防止策を検討しており、年内に中間報告書を取りまとめる予定としているが、重層的な下請などの構造的な問題を含め建設業界全体で更に徹底した実態調査を行い、効果的な対応策を講じていかなければ、国民の不安を払拭し、安全への信頼を取り戻すことはできない。

何より必要なことは、地方自治体のみならず、国が徹底した調査を行い、問題の構造を明らかにすることである。

よって、国におかれては、調査結果を踏まえ、偽装の要因や偽装とマンションの傾斜との因果関係などの徹底的な分析を行うとともに、チェック機能を強化するための関係法令の見直しを行うなど、再発防止のための徹底した対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
国土交通大臣

意見書案第19号

P F Iにおける事業方式ごとの条件の同一化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年12月10日

川崎市議会議長 石田康博様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

## P F I における事業方式ごとの条件の同一化を求める意見書

P F I は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、地方公共団体等の事業コストの削減やより質の高いサービスの提供を目指すことのできる新たな民間活用手法であり、日本では平成 1 1 年 7 月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定され、現在、幅広い公共サービスへの導入が図られている。

P F I の事業方式は、民間事業者が公共施設等を完成させた後、直ちに地方公共団体等に所有権を移転し、それを利用して民間事業者がサービスの提供を行う B T O 方式や、民間事業者が完成させた公共施設等を運営期間中、一体的に所有したままサービスの提供を行う B O T 方式など、様々な類型がある。

P F I 事業を行う民間事業者が所有権を持ち、施設等に対する一切のリスクを管理する B O T 方式は、P F I が誕生した英国では一般的に採用されている方式であるにもかかわらず、現在、日本では、B T O 方式が多く採用されている。

その理由として、公共施設等の所有権が地方公共団体に移った後に補助金が支払われる現行の補助制度や、B T O 方式では非課税となる不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が B O T 方式では非課税とならない課税制度などが挙げられる。

地方公共団体による事業方式の検討に当たっては、事業ごとに最も適した事業方式を採用できるよう、それぞれの事業方式の間で条件の同一化が図られている必要がある。

よって、国におかれては、地方公共団体が税や補助金の影響を考慮せず、事業の特性に合わせて事業方式の選択ができるよう、税制度や補助金の支払時期等を改め、P F I 事業における事業方式の条件の同一化を実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

財務大臣

経済財政政策担当大臣

意見書案第20号

TPP交渉に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年12月10日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 織田勝久

” 山田益男

” 岩隈千尋

” 市古映美

” 石田和子

” 佐野仁昭

” 斉藤隆司

## TPP交渉に関する意見書

10月5日の環太平洋連携協定(TPP)交渉のいわゆる大筋合意を受け、政府は11月25日、TPPへの対策をまとめた総合的なTPP関連政策大綱を決定し、政府が対応を急ぐ政策については、今年度の補正予算や来年度予算編成に反映させるとした。

政府は、農林水産分野へのTPPの影響は限定的として楽観的な見通しを示す一方、大綱では米国と豪州から無関税の特別輸入枠を設け、大量の輸入拡大が懸念される米については、価格下落を防ぐため、備蓄対策の改善で国産に影響させないとし、関税を大幅に引き下げる牛肉・豚肉についても畜産農家の所得を補填する事業を拡大するなど、当面の対策を打ち出している。

しかしながら、政府は、秘密保持を理由に詳しい交渉経緯を伏せており、大筋合意において大幅に譲歩した内容なども明らかにしないまま、TPPへの対策となる大綱なるものを打ち出したことは、極めて不当であるとともに、そもそも対策を打ち出さざるを得ないこと自体、予想される被害の大きさを示したといえる。

また、TPP協定文書に盛り込まれているISD条項については、貿易・投資で不利益を被った場合、企業が相手国の政府を訴えることができるもので、日本の食品安全基準などが貿易の障害として変更を求められる危険性があり、日本の食の安全・安心を大きく脅かしかねない。

平成25年4月の国会決議では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物の重要5品目を関税交渉から除外又は再協議の対象とすること、段階的な関税撤廃も含めて認めないこと、さらに交渉により収集した情報について国民への十分な情報提供を行うことを求めており、関税の大幅な引き下げ等を行い、交渉の詳細な内容さえ明らかにしない大筋合意が、この国会決議に違反することは明らかであり、政府は当然、国民への十分な説明責任を果たさなくてはならない。

よって、国におかれては、大筋合意の交渉経緯や日本語によるTPP協定文書の全文などについて全面的に情報提供されるとともに、日本経済と国民の暮らしへの影響を十分に精査し、国会や国民の中での徹底的な論議を保障されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

意見書案第 2 1 号

日本国憲法の三原則の下、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者 川崎市議会議員 廣 田 健 一

〃 花 輪 孝 一

〃 織 田 勝 久

日本国憲法の三原則の下、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起  
を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、我が国をめぐる諸情勢は大きく変化しており、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。

このような状況の下、国の基本法である憲法についても、三原則を堅持した上で、直面する諸課題に的確に対処できる内容であることが必要となる。

国会においても、平成19年の国民投票法の成立に伴い憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民に丁寧の説明し、広く国民的議論を喚起されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
法務大臣